

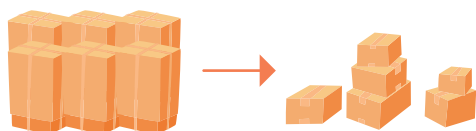
# こんな取引のお悩みありませんか

このリーフレットは、2021年に新たに策定された「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」をベースに、14の取引の種類・形態において、独占禁止法や下請法と照らし合わせて問題となり得る事例を記載しています。  
ご自身の担当する取引先との取引において類似の状況が発生していないかご確認ください。

## 1 前提が異なる場合の同一単価による発注

- 大量発注を前提とした割安な単価の見積もりを、その後の大幅に少ない発注数量の取引単価としても一方的に決められた。

発注が減ったのに割安な単価のまま納品させられる



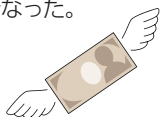
## 2 包材（フィルム等）の費用負担

- 取引先から製造委託を受けて包材を調達したにもかかわらず、販売不振により使わなくなった包材の代金を小売業者に負担してもらえなかった。
- 取引先の要請で包材のデザインを変更したにもかかわらず、かかった経費を負担してもらえなかった。
- あらかじめ小売業者と商談の上、箱・オーナメントなども含め数量を決めているが、余った場合製造業者が負担することもある。



## 3 合理的な根拠のない価格決定

- 取引先の特売期間に対応した通常より大幅に低い価格を、特売期間終了後も継続を求められ、一方的にその価格を押し付けられた。
- 協賛金の徴収という名目で、取引先が事前の相談なく伝票上で納品価格を勝手に引き下げる操作を行なった。
- 製造トラブルによる欠品が発生した際に、取引先からペナルティとして通常の逸失利益を上回る過大な損失補償を求められた。



## 4 原材料価格等の上昇時の取引価格改定

- 大幅な原材料価格高騰にあたり、資料を基に値上げ要請をしたが、納品価格を一方的に据え置かれた。
- 取引先からの急な発注に対応するため、人件費、物流費等のコストが増加したにもかかわらず、従来の納品価格のまま据え置かれた。

コストアップを納品価格に反映できない



## 5 物流センター使用料等の負担

- 合理的な根拠が示されることなく、著しく高額な物流センター使用料（センターフィー）やコンテナリース料を徴収された。



どうしてセンターフィーがこんなに高いの？

## 6 協賛金（リポート）の負担

- 販売目標の達成に見合って負担する協賛金を目標達成とは無関係に別名目で徴収された。
- 納得できる算出基準や根拠の明示がないまま、販売量とは関係なく、一律に毎月売上高の〇%に相当する額の協賛金を徴収された。

オープン協賛金	〇〇〇〇円
チラシ協賛金	〇〇〇〇円

# 7

## 店舗到着後の破損処理

- どの時点で破損したか特定できず、小売業者から言われるままに返品や交換に応じざるを得ない。
- 破損による欠品を防ぐため、小売業者から予備の商品を無償で提供するよう要求され、買取りを求めても受け入れてもらえない。

どこで破損したか  
分からないのに  
返品対応



# 8

## 短納期での発注、発注キャンセル

- リードタイムが短く無理な注文に応えることが余儀なくされ、結果として見込み生産による余剰が発生した。
- 前日発注への対応のため、見込生産を行なっているが、受注が少なければロスが生じ、受注が多ければ追加生産のための作業をしなければならず、人的コストが発生する。
- 降雪などの自然災害時にもかかわらず無理な納品を求められたが、取引先の都合で急なキャンセルにより廃棄処分が発生した。

# 9

## 受発注システム使用料等の徴収

- 取引先側が持つシステムの利用料に関する明確な説明がなく、受発注データ1行につき1～2円で徴収される。

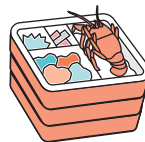


システム  
利用料の  
仕組みが  
分からない……

# 10

## 物の購入強制（押付販売）

- 取引先の営業担当者から、前年実績を引き合いに出しつつ、季節商品の購入数量の報告を求められ、断れない。



今年も  
買ってくれるよね？

# 11

## 従業員の派遣、役務の提供（不当な労務提供）

- 商品の搬入、陳列、棚卸し等、自社の直接の利益にならない業務を取引先で行なうために無償で働かざるを得なかった。

何で  
シャンプーを  
並べないと  
いけないん  
だろう……



# 12

## 客寄せのための納品価格の不当な引下げ

- 取引先Aが、納品価格を下回る価格で商品を販売。別の取引先Bから、これを引き合いに、同種の商品の納品価格を引き下げよう一方的に要求され、断ることができない。
- 取引先から、新規開店等のセール時に納品価格を一律で半額に引き下げよう要請され、応じざるを得ない。

他店舗に  
競合するために  
値下げを  
要求された



# 13

## プライベートブランド(PB)商品をめぐる不利な取引条件の設定

- PB商品の製造にあたり、ナショナルブランド(NB)商品と同水準の原材料の使用を求められるにもかかわらず、取引先からNB商品より著しく低い価格を一方的に設定された。



NB商品より  
こんなに安い  
価格で提供  
だなんて  
困っちゃう

# 14

## 不当な返品

- メーカーが定めた賞味期限とは別に、取引先が独自にこれより短い販売期限を定め、その販売期限を経過したことを理由に返品された。
- あらかじめ返品の条件を取り決めていないにもかかわらず、段ボールの軽度な汚破損商品、売れ残った商品、店舗改装時の商品入れ替えに伴い在庫となった商品等を返品された。

一方的に  
売れ残り商品が  
返品されて  
きた!?

